

広島県告示第七百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和八年六月十五日

広島県知事 横 田 美 香

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
地域政策局都市圏魅力づくり推進課担当課長（都市機能調整担当）	「「鞆・一口町方衆」応援プロジェクト」に係る現金の出納及び保管	令和八年三月三十一日
吉田 竜也		